令和５年陳情第 12、19、20 号
関　　係　　資　　料

建設委員会資料
令和５年７月３日
都市環境部都市計画課

羽田空港の機能強化について

１．区に寄せられたご意見について（令和５年６月２０日時点）

項目	件数
騒音	１２９件
撤回・改善要求	１４７件
区の対応に関する意見	８３件
安全性	３７件
コロナウイルス・減便	１２件
その他	１９６件
合計	６０４件

２．区の騒音測定について

（１）年間 L_{den} と基準適合状況について

羽田新飛行ルートについて、区では、令和２年度より２か所の測定地点（立会小学校および台場小学校）において航空機騒音を測定し、測定日ごとの結果を月単位で公表してきた。

令和２年度および３年度の年間 L_{den} と基準適合状況は以下の通り。いずれの年度においても環境基本法に基づく環境基準に適合している。

測定地点	地域の類型 基準値	令和２年度 L_{den}［dB］	令和３年度 L_{den}［dB］	基準適合状況
立会小学校	Ⅰ 57	45	47	○
台場小学校	Ⅱ 62	46	47	○

※１　年間 L_{den} は、当該測定地点において１日ごとの L_{den} を算出し、全測定日についてパワー平均し算出した値である。

※２　環境基準（L_{den}）の基準値はⅠ類型（住居系地域）が L_{den}57dB（デシベル）以下、Ⅱ類型（その他の地域）が L_{den}62dB 以下である。

※３　基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

（２）令和３年度の月別測定結果について

令和３年度の月別測定結果は、別紙１の通り。

３．国による防音工事助成について

国では公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき、空港周辺の関係住民の生活の安定及び向上を目的として「空港周辺の環境対策事業」を実施している（別紙２参照）。

羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音の測定結果（令和3年度分）

別紙１

測定月	南風の運用日数	立会小学校								台場小学校							
		最大騒音レベル（dB）			騒音発生回数					最大騒音レベル（dB）			騒音発生回数				
		最大値	最小値	平均値	60dB未満	60～69dB	70～79dB	80～89dB	90dB以上	最大値	最小値	平均値	60dB未満	60～69dB	70～79dB	80～89dB	90dB以上
令和3年04月	19	82.9	59.1	74.7	3	142	351	8	0	85.4	58.3	73.1	18	148	804	5	0
令和3年05月	21	87.0	57.5	74.9	17	162	493	13	0	85.0	57.4	72.9	63	174	942	5	0
令和3年06月	22	82.1	57.8	74.9	12	83	416	10	0	85.3	57.1	72.3	42	157	744	1	0
令和3年07月	16	81.9	58.7	75.2	11	18	359	7	0	80.7	57.7	72.2	29	110	694	1	0
令和3年08月	21	84.4	60.8	75.4	0	9	553	8	0	84.9	57.7	72.3	14	170	1012	3	0
令和3年09月	8	80.8	59.2	74.7	6	34	178	5	0	82.9	57.1	72.2	20	62	338	1	0
令和3年10月	9	84.9	58.5	75.0	4	45	237	5	0	82.9	57.9	72.0	46	78	417	1	0
令和3年11月	11	81.4	58.0	74.7	2	114	317	10	0	80.4	57.3	72.5	23	112	584	2	0
令和3年12月	7	79.7	60.0	74.6	0	30	150	0	0	81.2	58.6	72.6	11	45	305	1	0
令和4年01月	2	79.3	60.2	73.9	0	39	69	0	0	79.5	58.7	72.8	3	31	132	0	0
令和4年02月	5	81.8	57.1	74.9	1	27	153	6	0	77.8	56.9	71.7	13	77	257	0	0
令和4年03月	12	82.1	59.5	74.9	2	79	312	3	0	88.0	58.9	73.0	16	114	665	2	0
年間	153			74.9	58	782	3588	75	0			72.5	298	1278	6894	22	0

※１　最大騒音レベル(単位：デシベル (dB))とは、個々の航空機騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値である。

※２　最大騒音レベルの平均値とは、エネルギー平均した値である。

※３　騒音発生回数とは、測定地点において発生した航空機騒音すべてのうち、騒音レベルの最大が直前の暗騒音レベルから10dB以上大きいもののみ集計した回数である。

※４　偶発的に発生し瞬間的に最大騒音レベルが大きくなる現象が確認されており、最大騒音レベルの最大値が高く表示されている測定日がある。

別紙２

① 教育施設等防音工事補助の概要

１．学校、病院等防音工事補助（騒防法第５条）

- 空港周辺地域において騒音の影響を受ける（概ねＬｄｅｎ５７dB以上の区域）教育施設、医療施設等の防音工事に対して補助。【 補助率１００%※ 】
- 防音工事で設置した空気調和設備で設置後１５年以上経過し、機能低下が著しい場合、更新工事に対し補助。【 補助率７５%※ 】

※　補助率は学校の一般的な率を示しており、病院などの施設種別や工事の種別により補助率は異なります。

・ **防音工事例**

室内側に防音サッシを取付た例

空調機（エアコン）の設置例

防音工事の具体例（補助対象となる部屋）
- 外部に面する遮音性のない窓、扉 ⇒　防音窓、扉に改造
- 遮音性がない換気扇 ⇒ 遮音性のある換気扇に更新
- エアコンの動作不良 ⇒ 新しいエアコンに更新　　など

「概ねＬｄｅｎ５７dB以上の区域」の補足
- 騒防法に基づく騒音対策区域（第１種～３種区域）ではなく、補助対象の範囲を一定の目安として設定した区域です。
- 実際の補助対象の判断については、告示及び要綱等に基づき判断することになります。

① 教育施設等防音工事補助の概要

国土交通省

1．学校、病院等防音工事補助（騒防法第５条）【続き】

- **対象施設**（アンダーラインの施設が平成30年4月に追加した施設）

・学校（学校教育法第１条）　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
・病院（医療法第１条の５第１項）
・保育所（児童福祉法第３９条第１項）
・障害児入所施設（児童福祉法第４２条）
・児童発達支援センター（児童福祉法第43条）
・家庭的保育事業を行う施設（児童福祉法第６条の３第９号）
・小規模保育事業を行う施設（児童福祉法第６条の３第１０号）
・事業所内保育事業を行う施設（児童福祉法第６条の３第１２項）
・病児保育事業を行う施設※（児童福祉法第６条の３第１３項）　※ 児童の居宅、不特定の者の用に供されない施設を除く。
・身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第３１条）
・障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う施設（障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項及び同条第１項）
・幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項）
・乳児院（児童福祉法第３７条）
・診療所※（医療法第１条の５第２項）　※ ６床以上のものに限る
・特別養護老人ホーム（老人福祉法第２０条の５）
・認可外保育施設（厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設）【予算補助】

2．共同利用施設整備補助（騒防法第６条）【参考】

- 空港周辺地域（概ねＬｄｅｎ５７dB以上の区域）において、共同利用施設、公民館の整備や防音工事に対して補助。【 定額補助 】
- 施設整備や防音工事で設置した空気調和設備で設置後１５年以上経過し、機能低下が著しい場合、更新工事に対し補助。【 補助率２／３以下 】

- **対象施設**

○ 学習、集会等の用に供するための施設
① 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設
・ 学習等供用施設、公民館

○ その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設
① 有線ラジオ放送の業務を行うための設備
② その他国土交通大臣が指定する施設
・ 老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター
・ 社会教育のための集会所及び隣保館、図書館、青年の家